平成２９年（フ）第６５３号
京都府木津川市兜台１丁目１番地１　高の原駅西第２団地６－506号、前住所京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地１－502号
債務者　宅間　吉治
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６７０号
京都市山科区大塚野溝町84番地　向陽マンション303号
債務者　中村　静江
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６８８号
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地30棟205号
債務者　籔内由美子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４４４号
大阪府大阪狭山市狭山２丁目856番地の１（511号）
債務者　田多　良行
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２６号
大阪府河内長野市南青葉台24番８号
債務者　瀧本　恒禎
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
高知市介良乙1871番地５　ポイントスクエア101号
債務者　伊勢田雅人
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３６号
高知市みづき３丁目702番地
債務者　遠近由美子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４８号
高知市孕西町94番地12　松浦マンション１階１号、申立時の住所高知市長浜5671番地２コンモヴェンテ2107号
債務者　尾崎　幸志
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５６号
高知市上町４丁目２番３号　リヴィエラ上町Ⅲ－603
債務者　藤倉　和範
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４９号
福島県会津若松市城東町１番102号　市営住宅小田垣団地１棟16号、前住所福島県会津若松市山見町209番地　半沢コーポラス１－Ｂ
債務者　松崎　昌仁
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
新潟県新発田市本町４丁目11番３号　シャンテ本町202
債務者　石川　和英
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３９号
新潟県新発田市舟入町３丁目２番20号８
債務者　生神　大輝
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１４１９号
大阪市城東区野江２丁目21番17－305号
債務者　上平　雄輔
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５０８号
大阪府豊中市上津島２丁目19番18－111号
債務者　杉山　千草
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６３６号
大阪府寝屋川市中木田町29番12号（101号）
債務者　則　　裕幸
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６９０号
大阪市鶴見区今津中５丁目３番２号ハイムＭ＆Ｋ徳庵201
債務者　岩井　　満
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部